

島根県学校保健会表彰規定

- 1 趣旨
この規定は、心身ともに健康な児童・生徒の育成に努力し、功労、業績のあった個人及び団体の表彰について定めるものとする。
- 2 表彰の対象
表彰の対象は、次の各号に掲げるものとする。ただし、前年度退職者を含む。
 (1) 幼稚園、小学校、義務教育学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という）の教職員
 (2) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師
 (3) 学校及び学校保健関係団体
- 3 候補者の推薦
候補者及び候補団体の推薦は、各市郡学校保健会、各地区高等学校保健会、県医師会学校医部会、県歯科医師会、県薬剤師会学校薬剤師部会、県学校保健主事部会、県養護教諭研究連絡協議会及び県学校保健会（以下、「推薦者」という）が行う。
- 4 推薦基準
本県学校保健の普及と向上に研鑽努力し、功労、業績があり、かつ次の条件を満たすものであること。
 (1) 次のいずれかの団体の表彰を受けていること。
 各市郡学校保健会、各地区高等学校保健会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会学校薬剤師部会、県学校保健主事部会、県養護教諭研究連絡協議会。
 (2) 勤務年数は、25年以上とする。
 (3) 教職員については、教職経験年数及び学校保健に関わった年数を考慮する。
 (4) 年齢は、満50歳以上を原則とする。
 (5) 学校保健に関して、県教育委員会教育長、県教育委員会、県知事、文部科学大臣等の表彰を受けていないものであること。ただし、永年勤続、体育功労及び公衆衛生功労表彰等内容が、直接学校保健と関わりのない表彰は除く。

 なお、各推薦者からの推薦数は、団体を含む2以内とする。
 また、全国的な功労、業績のあったものについては、(1)から(4)の基準にかかわらず推薦することができる。
- 5 推薦方法
推薦者は、別紙様式の「島根県学校保健会表彰推薦書」に記入の上、推薦順位を付して県学校保健会長あて推薦する。
- 6 被表彰者等の審査及び決定
被表彰者（団体）は、理事会で審査を行い、候補者の中から決定する。
- 7 表彰の方法
表彰は、県学校保健会長が表彰状等を授与して行う。
- 8 その他
この表彰規定によりがたい特別の事情のある時は、理事会において協議する。

昭和37年	4月	1日	制	定
昭和41年	4月	1日	改	正
昭和54年	4月	1日	一	部改正
昭和58年	4月	1日	一	部改正
昭和60年	4月	1日	一	部改正
平成3年	4月	1日	一	部改正
平成8年	6月	11日	一	部改正
平成11年	6月	15日	一	部改正
平成18年	6月	14日	一	部改正
平成24年	3月	14日	一	部改訂
平成29年	11月	1日	一	部改訂
平成30年	5月	16日	一	部改訂